



ときのまど

時の窓

TOKI NO MADO

No.194

2016/12/12

第2回常任委員会 & 最高裁交渉

「CE口述試験、事前に日程を示せないか検討したい」



↑交渉直前の青年協常任委員とオブザーバー。緊張感が感じられる。

友好祭典開催候補地の年度内決定を確認

青年協は、11月6日～7日の2日間、第2回常任委員会及び最高裁交渉を行いました。

第2回常任委員会では、第26回定期総会で確立した運動方針に基づき、通年的なとりくみや各闘争期でのとりくみを討議して具体化をはかったほか、2018年開催予定の友好祭典に向けて、今年度中に開催候補地を決定することを確認しました

また、各級青年機関の活動や実態の報告を行ったほか、秋季年末闘争期における全司法青年協統一要求書及び異動要求書の確立などを行いました。

運動方針の具体化にあたっては、青年部員数・加入率等に関する調査について、10月及び5月を強化月間とし、新体制確立期及び4月新採用職員対策期の青年部組織の実態把握に努めることを確認しました。併せて、青年が要求実現と自信をもって活動するために学ぶべきことは何かを青年協として改めて検討するため、全国の青年の意向や学習活動等の情報収集を行うことなどを確認しました。

加えて、春闘期の交渉にむけて、今年度も「青年の暮らしむきアンケート」を実施することとしました。



↑常任委員会の様子

生活実態や職場の実情を当局に訴える

常任委員会後には、最高裁春名人事局総務課長との交渉を実施しました。

青年の生活実態をふまえた賃上げ、地域手当・通勤手当・住居手当・寒冷地手当等の諸手当の改善、異動及び書記官試験制度など、青年層にとって重点となる課題について、職場討議の報告を基に具体的な事例を挙げながら当局を追及するとともに、各地の常任委員・オブザーバーから青年の生活実態や職場の実情等を直接訴え、その改善を求めました。

(裏面につづく)

CE試験 一定の前進回答

当局からは、ほぼすべての項目で従前の回答を維持し、今後も私たちの要望・要求について誠実に対応する旨の回答がありました。

また、書記官試験について、従前から「口述試験及び合格発表の日程を事前に周知すること」を要求しているところ、最高裁から「CEの口述試験についても、CA試験と同様、あらかじめおおよその日程を示せないか検討したい」旨の回答がありました。書記官試験については、試験会場、成績開示の項目など、試験制度全般に渡って、青年の要求が強いです。今回、試験制度について最高裁が一定の前進回答をしたのは、私たちの強い要求を最高裁が受け止めたものです。今回の「検討したい」という回答を受けて、今後の交渉の中で検討状況を確認していきます。



↑交渉直前の発言準備。オブザーバー参加の2人（右手前と右奥）も真剣な表情で検討中です。

最高裁「総研の実態については調査をする」



↑総研生との意見交換会（11月5日）

また、事前に書記官養成課程研修生に対してアンケートを実施し、11月5日には、アンケートを基に総研生との意見交換会を行い、総研での生活や研修についての要望を集約しました。

集まった意見・要望は、いずれも切実なものであり、「もっと充実した環境の総研で勉強をしたい」という思いが感じられました。交渉では、寮及び研修棟の設備・備品・環境の整備のほか、研修生と総合研修所の間で必ずしも十分な信頼関係が成り立っていないこと、忌引きなどの特別休暇が申請し辛く、申請しても取得日数が制限されるなど、あまりにも不当と思われる実態を最高裁に伝えました。

この交渉を受けて、最高裁は総研の実態について調査することになっています。回答がされ次第、別途お知らせします。

今回の交渉の詳細は、Network No. 166をご覧ください。

お知らせ

全司法で「奨学金借換プラン」をスタート！

全司法は、「奨学金の負担が重い」という組合員の声を受けて、中央ろうきんと協議し、全司法の組合員を対象とした「奨学金借換プラン」を新設しました（11/20発行、全司法新聞第2252号参照）。具体的には、

- ①全司法の組合員ならだれでも申込可能
- ②月払い・ボーナス併用払が可能
- ③通常の教育ローンよりも低金利（10年以内→年1.6%、10年以上→年2.1%）

という特徴があります。奨学金契約の態様によっては、必ずしも全ての人にメリットがあるとは限りませんが、実際の申

込み前に中央ろうきんにシミュレーションを依頼できますので、興味のある方はお近くの組合役員に相談をしてみてください。※このプランは、中央ろうきん取扱いです。各地のろうきん（近畿ろうきん、東北ろうきんなど）は扱っていませんのでご注意ください。

UR賃貸住宅サービス

全司法は、UR都市機構と協定を締結し、全司法の組合員を対象に、UR賃貸住宅を敷金1か月分、入居日からの家賃1か月分無料で賃借できるサービスを開始しました。利用条件・方法については、お近くの組合役員に聞いてみてください。

編集後記（議長）

今号は、第2回常任委員会と最高裁交渉を取り上げました。

交渉で当局を追及するとき、何よりも力となるのは皆さんの具体的な生の声です。当局も、青年が何を考えているのかをとっても気にしています。

青年協として皆さんに意見や実態をお聞きする方法には、青年の暮らしむきアンケートと交渉前の統一要求書の職場討議の報告があります。それぞれ、12月と1月にとりくみを実施しますので、ご協力をお願いします。

次号予告

中部地連青年部長会議
など